

## よくある質問 FAQ

2017/01/01

今までの山林購入希望者の方や山林の売却を希望されている方から様々なお問い合わせを頂きました。少しでも山林購入・売却のご参考にして頂けたらと思い、中でも多数頂きました共通のご質問について答えさせて頂きました。また、これ以外にご質問等がございましたらメールまたは電話にてお問い合わせ下さい。

### Q 1

購入した山林に住居（セカンドハウス）などを建てる事が出来ますか？

#### A 1

基本的に山で作業するために必要な小屋程度を建てることは可能です。それは自分でログハウスなどを建てて、ランプを持ち込んで寝泊まりできる程度までです。電気、ガス、水道を引き、生活が出来る建物を建てるなど宅地へ転用される方へはお売りしておりません。

### Q 2

樹木はいつ伐採するのでしょうか？

#### A 2

伐採の時期については、原則所有者様の自由ですが、伐採の量（本数）によって事前にお届けが必要になってきます。また、伐採した木材を木工などで使うなど、何かしらの目的があって伐採されるということであれば、その目的によって伐採時期を考えないといけません。まずは森林組合までご相談いただくのが良いかと思います。

### Q 3

伐採した樹木は組合を通じて売れるのでしょうか？

#### A 3

組合を通じて販売することは可能ですが、販売先まで持っていくには経費が掛かります。伐採した樹木を販売したいと思われたら事前に組合へご相談下さい。

### Q 4

購入した山林の管理は、どこまで管理して頂けますか？

その管理費用はどれぐらいかかるのですか？

A 4

山林の管理は、原則所有者様が行っていただくこととなりますが、ご購入の際に今後どれくらいの手入れなどが必要かという事は、森林組合より説明申し上げますのでそれをご参考にしていただければと思います。

また、適切に管理をするために行う施業（間伐や枝打ちなど）については、都道府県や市町村の助成の対象となる場合もあります。まずは森林組合までご相談いただければ、最善のご提案をさせていただきます。

なお、オーナーになっていただくに必ず発生する費用は、「山林購入時に必要となる経費について」をご参照下さい。

Q 5

購入した山林で、してもいい事、してはいけない事は何か？

A 5

当然のことながら、廃棄物（家庭ゴミも含め）を捨てることは許されませんし、法律により罰せられます。また、山林内で落ち葉を集めて焚き火をすることも禁じられております。隣接山林との境界杭を勝手に動かしてもいけません。地域住民の方々のご迷惑になるような行為も禁じております。

Q 6

山林を購入する条件として、住民票を動かさないと購入できないのでしょうか？また、「日曜菜園」や「別荘」の様な感覚で、週末又は長期休暇に訪れて世話をするという気楽な考え方では購入できないのでしょうか？

A 6

住民票を移動していただく必要はありません。

また、山林の世話をするために購入されるのであれば、毎日世話する必要はなく週末や連休だけ世話をしに来られるというのも問題ありません。現在の森林所有者の3割以下は不在村所有者（地元に住んでおられない森林所有者）です。

Q 7

今植わっている木を伐採して、ほかの木に植え替える事は可能でしょうか？

A 7

可能です。その場合は、必要な手続きがありますので組合までご連絡下さい。

## Q 8

保安林とは何ですか？

また保安林の優遇措置、制限はありますか

A 8

保安林とは、国民の暮らしを守るために特に重要な役割を果たしていると国や都道府県が決めた森林の事です。

優遇措置

- a) 税金（固定資産税等）が免除されたり、減額されたりします。
- b) 一定の条件を満たしている場合には、長期で低利の資金を借り受けることができます
- c) 伐採の制限に伴う損失についての補償が受けられます。
- d) 公共事業として森林の整備や保育を行うことが可能となります。

制 限

- a) 立木竹の伐採、土石または樹根の採掘、開墾、その他土地の形質の変更、立木の損傷、下草、落葉または落枝の採取、家畜の放牧などに制限がかかります。

但し、これらの行為は絶対禁止ということではなく、保安林の働きに支障がない範囲で、都道府県知事の許可があれば行うことができます。

- b) 伐採した後の植林の義務があります。

但し、伐採後2年までに天然更新が可能な保安林には、植林が義務づけられていないものもあります。

## Q 9

どんな山でも売却することは可能ですか？

A 9

登記簿謄本上、地目が山林または原野であれば売却することは可能です。

ただし、日吉町内の山林であり、かつ、日吉町森林組合の組合員となっておられなければお売りすることが出来ません。

また、上述の条件をクリアしていても、売却希望山林の御名義が亡くなっておられる方のままなど、売却希望の方の名義になっていない場合はお売りできませんので、予め名義を変更していただく必要があります。

## Q10

共有名義の山林でも売却することは可能ですか？  
また、その場合特別な手続きは必要となりますか？

## A10

共有名義の山林を売却することは可能ですし、特別な手続きは必要ありません。  
しかし、共有者お一人の持分を売りたいと言われても購入される方が敬遠され、売買が成立しにくいいため共有者全員の賛同を得られてから売却されることをお勧めします。